

# 会員ニュース

2019.11(104号)  
日本電気管理技術者協会  
事務局 担当

今年も昨年に続き木枯らし1号は吹きませんでした、これも気象変動の一環なのでしょう。これから空気が乾燥すると、インフルエンザの蔓延が心配です。皆様におかれましては、うがい・手洗い・加湿器用意で、お元気にお過ごしのごほどお願い申し上げます。

さて、テレビを眺めつつ「この時期にサクラの話題かい、それにしてもサクラに比べ潔さのない輩だな！」と想う事務局より「会員ニュース(104号)」をお届けいたします。



(2019年11月、色づく銀杏並木、栃木県の会員中山様よりご投稿いただきました。)

## 1 . 11月1日、経産省HPに「住宅用太陽光発電の固定価格での買取期間が順次満了を迎えます」が掲載されました。

2009年11月にスタートした余剰電力買取制度の適用を受けた住宅用太陽光発電設備は、2019年11月以降、固定価格による10年間の買取期間が順次満了を迎えます。

資源エネルギー庁では、買取期間終了後の円滑な移行に向けて、特設サイトによる情報提供や問い合わせ窓口の設置を行います。

とのことです。

詳細は、別紙資料「太陽光発電固定価格買取満了」をご参照ください。

なお、「特設サイト」へは、以下のHPアドレスより訪問できます。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/solar-2019after/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/)

2 . 11月8日、電力安全課のHPに「『電気事故速報値』を更新しました。」が掲載されました。

恒例の「電気事故速報値」の更新です。

関東東北産業保安監督部 管内での「感電死亡事故 ” 0 ” 」は、10月も継続されています。

詳細は、添付資料「電気事故速報値（019年.10月末）」をご参照ください。

3 . 11月25日、経産省のHPに「電力安全小委員会 電気保安人材・技術WG(第3回)」が開催され、資料等が掲載されました。

WG開催に伴い掲載された資料に「電気保安人材・技術WG中間報告」があり、電気保安人材をめぐる課題や電気保安のスマート化等について報告案がまとめられておりました。

これからの電気保安業界の動向を知るうえで、大変貴重な内容と思われまます。

詳細は、別紙資料「電気保安人材・技術WG(第3回)議事次第」を参照ください。

なお、資料本文「～中間報告」はA4で27頁・2.7GBとデータ量が大きく添付できません。以下のアドレスより訪問して入手いただくか、事務局にご請求ください。

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/denryoku\\_anzen/hoan\\_jinzai/003.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_jinzai/003.html)

4 . 11月25日、電力安全課のHPに「電子申請の利用説明会のお知らせ」が掲載されました。

外部委託承認申請等の手続きについて、ネットを利用した電子申請が可能となるよう準備を行っています。とのことで、12月9日にまずは保安法人を対象に説明会が開催されます。事務局では、参加できない法人会員の皆様の代理として出席し、資料等を確保する予定です。

詳細は、資料「電子申請の利用説明会開催のお知らせ」をご参照ください。

事務局より

電安課への申請書類の年末年始の許可・承認予定をお知らせします。

申請日	許可・承認日
12月23日(月)	12月27日(金)
12月24日(火)	12月27日(金)
12月25日(水)	1月6日(月)
12月26日(木)	1月7日(火)
12月27日(金)	1月8日(水)
1月6日(月)	1月10日(金)
1月7日(月)	1月14日(火)

1月7日(火)以降は、平常どおりです。

お急ぎの申請書類は、お早めにご手配ください。

事務局の年末年始休の予定は、以下の通りです。

2019年12月28日(土)～2020年1月5日(日)

(お休み中、協会 03-5985-4188 は、事務局携帯へ 転送扱いといたします)

住宅用太陽光発電の固定価格での買取期間が順次満了を迎えます

2019年11月1日

▶エネルギー・環境

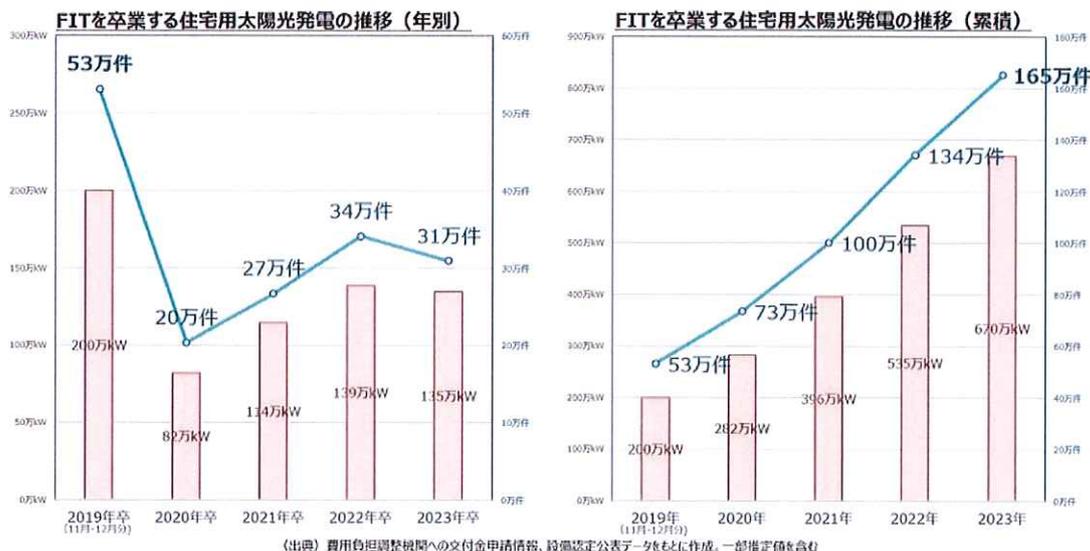
2009年11月から開始した余剰電力買取制度の適用を受けた住宅用太陽光発電設備は、2019年11月以降、固定価格による10年間の買取期間が順次満了を迎えます。

資源エネルギー庁では、買取期間終了後の円滑な移行に向けて、特設サイトによる情報提供や問い合わせ窓口の設置を行います。

1. 固定価格の買取期間満了について

2009年11月にスタートした太陽光発電の余剰電力買取制度は、あらかじめ決められた固定価格での買取期間が「10年間」と設定されており、2019年11月以降、固定価格での買取期間が順次満了を迎えることとなります。

固定価格での買取開始から10年間を経過して買取期間が満了する住宅用太陽光発電の数は、2019年だけで約53万件となり、累積では、2023年までに約165万件、670万kWの太陽光発電が対象となる見込みです。



2. 買取期間満了後の選択肢

買取期間が満了した住宅用太陽光発電については2つの選択肢があります。

1. 電気自動車や蓄電池等と組み合わせ、自宅などの電力として自家消費をする。
2. 家庭と小売電気事業者などが、個別に契約を結び(相対・自由契約)、余った電力を売電する。

(注意事項)

- ・ 買取期間終了後、発電設備を停止し認定を廃止する(廃止届出が受理される)までの間に蓄電池の設置等の発電事業の変更を行う場合には、従来必要であった変更認定申請ではなく、事前変更届出(様式第5の2)の提出が必要になります(変更手続きはこちら)。
- ・ 買取期間満了後、小売電気事業者などと個別に契約を結ばず、売電先が未定の場合、余った電力については、各エリアの一般送配電事業者が無償で引き取ることとなるため御留意ください。
- ・ 引き続き余った電気の売電を希望される場合は、事業者から発表されている買取メニューを御確認いただき、買取期間満了までに、御自身の希望に合うプランを選択のうえ、事業者へお申込みください。
- ・ 買取期間満了時期については、現在の売電先から事前に通知されることとなっておりますので御確認ください。

3. 情報提供サイトと問い合わせ窓口の設置

資源エネルギー庁では、買取期間終了後の円滑な移行に向け、情報提供サイトによる余剰電力の買取りを希望する事業者情報の提供やトラブル回避の注意喚起等を行うとともに、買取期間終了に関する問い合わせ窓口を設置します。

【情報提供サイト】

[どうする？ソーラー](#)

【問い合わせ窓口】

電話: 0570-057-333

受付時間: 9時00分～18時00分(土・日・祝日、年末年始除く)

# 関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

令和元年10月31日時点

平成30年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
	感電・アーク等負傷	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (13)
電気火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
停電波及		2	10	4	5	20	7	15	2	6	4	7	4	86
主要電気工作物破損等		4	5	0	2	3	1	1	2	1	1	7	2	29
発電支障 件数		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
件数		8	15	5	9	27	9	16	8	9	6	14	6	132

平成31年度・令和元年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)						8 (8)
電気火災		0	0	0	0	0	0	1						1
停電波及		5	8	7	11	6	29	7						73
主要電気工作物破損等		4	5	3	0	0	13	15						40
発電支障 件数		0	1	1	0	0	0	0						2
件数		9	16	11	12	6	46	23						123

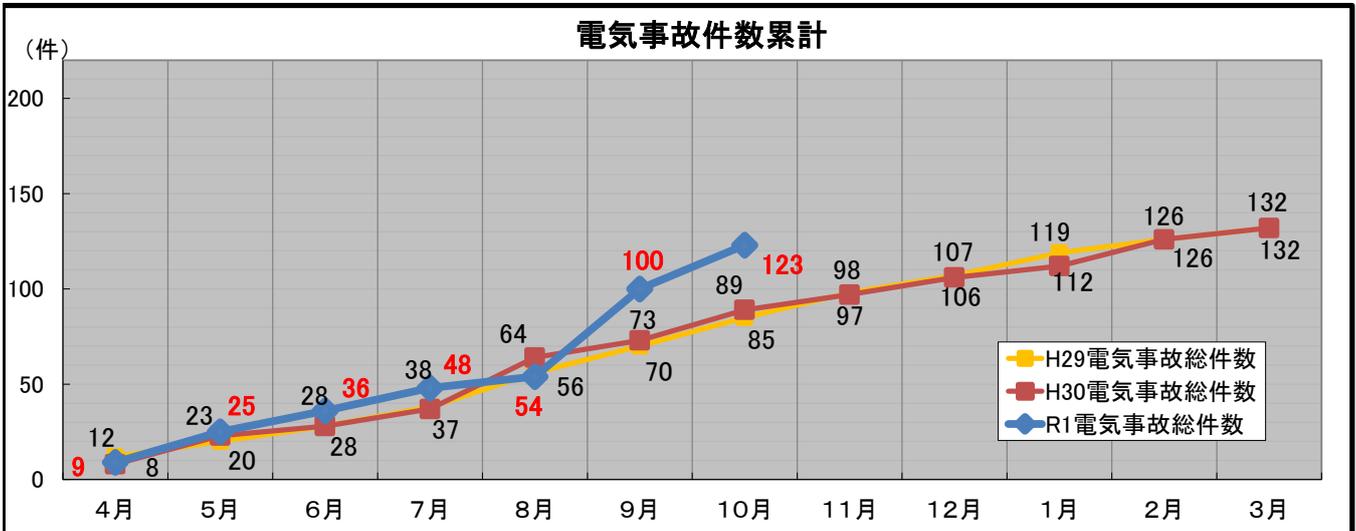
※1 1件の事故で複数の事故分類に該当する場合、各分類でカウントしますが、事故件数としては1になります。

(平成30年12月・令和元年5月に1件ずつ、「主要電気工作物破損等」、「発電支障」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の( )は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会  
電力安全小委員会 電気保安人材・技術WG（第3回）  
議事次第

日時 2019年11月25日（月）13:00～15:00

場所 経済産業省別館312会議室

議題

1. 電気保安人材・技術WG中間報告（案）について
2. 電気工事人材をめぐる現状と課題
3. 地方分権提案について

資料一覧

○議事次第（本紙）

○資料

- |       |  |
|-------|--|
| 資料1   | 電気保安人材・技術WG中間報告（案）（事務局資料）                  |
| 資料2－1 | 日本電設工業協会の取組について<br>（日本電設工業協会資料）            |
| 資料2－2 | 全日本電気工事業工業組合連合会について<br>（全日本電気工事業工業組合連合会資料） |
| 資料3   | 追加論点の検討の進め方（案）（事務局資料）                      |
| 資料4   | 地方分権提案について（事務局資料）                          |

令和元年 1 1 月 2 5 日

電気保安法人 ご担当者各位

経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課

電子申請の利用説明会開催のお知らせ（ご案内）

日頃より、電気保安行政にご協力をいただき、ありがとうございます。  
さて、このたび、経済産業省では、電気事業法の外部委託承認申請、保安規程届出等の手続きについて、インターネットを利用した電子申請が可能となるよう、準備を行っております。このシステムの利用開始に先立ち、電子申請にかかる利用説明会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

この説明会の出席には、会場の都合上、事前予約が必要となります。大変お手数なのですが、下記の問い合わせ先までお電話又はFAXにてお申し込み下さい。（法人番号H〇〇、及び参加人数をご連絡下さい。）

なお、電子申請による受付開始は来年（令和2年）6月頃を予定しております。

※電子申請開始後も、従来通り紙による申請も受け付けいたします。

記

開催日時：令和元年 1 2 月 9 日（月） 1 3 : 3 0 から 1 6 : 0 0  
（受付は 1 3 : 0 0 開始）

会 場：さいたま新都心合同庁舎 1 号館 2 階 講堂  
埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1

内 容： 1. 電子化の背景・保安ネットの概要  
2. 保安ネットのデモ・機能  
3. 電子申請時のポイント  
4. 電子化に関する依頼事項

問い合わせ先：関東東北産業保安監督部 電力安全課 自家用係  
電話番号 048-600-0388  
FAX 送付先番号 048-601-1300